

南房総広域水道企業団施設見学取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）の施設を見学させることによって管内の住民等の水道事業に対する理解を深め、今後の企業団事業への理解と協力を得られやすくすること及び水道事業の発展に資することを主な目的として、見学に関して必要な事項を定めるものとする。

(見学対象者)

第2条 見学の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する各学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）が授業の一環として教職員に引率された者
- (2) 学習又は研修のために見学を希望する団体
- (3) 管内市町をはじめ自治体の議員、職員等が企画して見学を希望する団体
- (4) 水道関係事業者で組織する団体等で業務目的の見学を希望する団体
- (5) 企業団が見学会を企画した場合の参加者
- (6) その他見学を受け入れることで企業団の業務に資するものとして企業長が特に見学を認める者

(見学施設)

第3条 見学対象施設は、原則として、大多喜浄水場の施設のうち安全又は浄水場の業務運営上支障のない範囲と認められる施設とする。

2 前条第3号又は第4号に定める者が、調整池、追加塩素設備等の場外施設の見学を希望する場合は、その見学を企業長が必要と認めたときに限り見学できるものとする。

(見学日時)

第4条 施設の見学日時は、原則として企業団の執務日（南房総広域水道企業団の休日を定める条例（平成2年8月9日条例第2号）第1条第1項に規定する企業団の休日を除く日）とし、見学時間は午前9時から12時の間又は午後1時30分から午後5時までの間で、次条の申込の後調整して決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、浄水場の業務運営上、変更が必要である場合は、見学日又は見学時間を変更することができる。

(見学の申込)

第5条 第2条第1号に定める授業の一環としての見学申込の場合、予め電話等により日程を調整した後に、浄水場施設見学申込書（別記第1号様式）により申込み、次条第1項に定める確認を受けなければならない。

2 第2条第2号及び第3号に定める者は、施設見学申込書（別記第2号様式）により申込み、次条第2項に定める許可を受けなければならない。

3 第2条第4号から第6号に定める者の申込方法及び許可に関しては、その都度、決定する

こととする。

(見学の許可等)

第6条 企業長は、前条第1項に定める申込を受理した場合、原則として施設見学をさせるものとし、浄水場施設見学申込確認通知書(別記第3号様式)を交付する。

2 企業長は、前条第2項に定める申込を受理した場合、当該申込が次の各号の全てに該当する場合に見学を許可できるものとし、見学の許可の可否は施設見学許可通知書(別記第4号様式)又は施設見学不許可通知書(別記第5号様式)を交付することにより回答するものとする。

(1) 浄水場業務に支障等を及ぼさないと認められるとき

(2) 企業団の運営に不利益を生じないと認められるとき

(3) 次条に定める見学者遵守事項を遵守することを誓約する申込であるとき

3 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号に定める団体等の見学で小学生以下の児童が参加する場合は、参加児童数の過半数の保護者の同伴があり、かつ児童の行動に見学者側で責任を負う場合に見学を許可できるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、就学前児童が参加する団体等の見学においては、当該児童が保護者同伴であっても、安全を図るため見学対象施設のうち一部の施設見学は許可しないものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、行動する際に介添えが必要な者又は自力歩行により階段等を通行できない者がいる団体等の見学においては、安全を図るため見学対象施設のうち一部の施設見学は許可しないものとする。この場合において介添えが必要な者への介添えは見学者側で行うものとする。

(見学者遵守事項)

第7条 第2条第2号及び第3号の見学者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 職員の指示に従うこと

(2) 児童は保護者その他の大人と手をつなぐなど、見学者側で児童の安全を確保すること

(3) 高低差の急なところや狭い場所等があるので、履き慣れた運動靴、動きやすい服装で見学すること

(4) 浄水場内の施設、設備又は展示品を破損又は汚損しないこと

(5) 指定の場所以外には立ち入らないこと

(6) 危険な物品の携帯、動物を伴ったの見学等、浄水及び施設設備等に被害をもたらす恐れのあるものを持ち込まないこと

(7) 薬品アレルギー、ぜんそくなどの恐れがある者は自己責任にて見学すること

(8) 見学中の飲食及び喫煙はしないこと。ただし、夏季期間を中心とする熱中症対策としての飲料摂取は職員に確認し、その指示に従うこと

(9) 熱中症対策その他の準備は見学者側で手配すること

(10) 泥酔する等により職員又は他の見学者等の他者に危害又は迷惑をかけないこと

- (11) 浄水場までの交通手段の確保並びに傷害事故にかかる保険への加入は、その費用負担も含め見学者側の責任において行うこと

(許可の取消等)

第8条 企業長は、見学者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は見学許可を取り消すとともに、浄水場への入場禁止又は見学を中止し浄水場から退場させることができる。

- (1) 見学の許可が偽りその他不正な方法により受けたことが明らかとなった場合
- (2) 見学者が第6条第2項各号に定める許可の条件に反している場合
- (3) 見学者が施設見学の目的を逸脱した行為を行った場合
- (4) その他浄水場の管理上支障が生じると認めた場合

(損害賠償)

第9条 見学者は、施設、設備又は展示品を滅失又はき損したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、企業長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。